

## 令和 3 年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書

## &lt; 目次 &gt;

I. 検討の背景	・・・	2 ページ
II. 基本的な考え方	・・・	4 ページ
III. 支援を確実に提供する体制の構築	・・・	7 ページ
IV. 安心して子育てができるための支援の充実	・・・	11 ページ
V. 子どもを中心として考える社会的養育の質の向上	・・・	26 ページ
VI. III～Vを実現するための基盤整備	・・・	32 ページ

## I. 検討の背景

我が国では、平成2年の1.57ショック以降、少子化対策に取り組んできた。また、市区町村においてより良い家庭環境・養育環境のための体制の構築に取りかかるとともに、虐待への対応強化の観点から児童相談所の体制強化や家庭養育優先原則の下で社会的養育の質の向上に取り組んできた。

しかしながら、依然として子育て世帯は、仕事との両立や自らの疾病・障害、親の介護、貧困など様々な課題がある中で、核家族での子育て、希薄な地域関係の中での子育てなど、困難な状況となっている。また、児童相談所の虐待相談対応件数は、令和2年度は20万件を超え平成11年以降右肩上がりとなっている。加えて、児童の権利に関する条約を批准してから四半世紀が経過しているが、社会的養育における子どものニーズに応じた支援の在り方について、まだまだ不十分な点が多い。

児童福祉制度、母子保健制度は、本年度、平成28年の児童福祉法等改正の5年後見直し年を迎える。また、令和元年の児童福祉法改正における附則において、

- ・ 一時保護その他の措置に係る手続きの在り方
- ・ 児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策
- ・ 児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べることができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方

について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

令和3年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、「児童虐待防止対策について、児童福祉法等改正法附則に基づき、子供の支援に携わる者の資質の向上に向けた資格の在り方、司法関与の強化も含めた一時保護の適正手続の確保、子供の権利擁護、積極的な取組を評価するなど実効性のある里親支援等の在り方の検討を含む家庭養育優先原則の徹底、措置解除者に対する支援の在り方等について、検討に基づき必要な措置を講ずる。児童の健全育成推進や虐待予防の観点から、支援を要する子育て世帯に支援が行き渡るよう、未就園児の効果的な把握や母子保健と児童福祉のマネジメント体制の再整理、市町村、児童家庭支援センターなどによる在宅支援の推進などについて検討し、所要の措置を講ずるとともに、児童相談所を含めた子供や家庭の支援体制を充実強化する。」としている。

こうしたことを受けて、今後、家庭・養育環境の支援の強化や児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策の推進のため、子どもの視点から適切な支援が提供できるよう、児童福祉制度、母子保健制度、子ども・子育て支援制度について、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会において令和3年4月から合計15回の議論を行った。これを受け、厚生労働省は、Ⅱの基本的な考え方にに基づき、Ⅲ以降の具体的な制度の見直しを行うべきである。

## II. 基本的な考え方

子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境は、

- ・ 未就園児が一定数存在し、また、就園前の子どもの親は孤立しがちな傾向にある
- ・ 児童虐待相談対応件数は増加しており、深刻な虐待の死亡事例も毎年一定数存在する
- ・ 支援について十分な質や量が確保されておらず、ニーズに対して適切に届けられていない

といった、厳しいものとなっている。具体的には、以下のとおりである。

### (未就園児と親の孤立)

年齢人口から推計される未就園児（保育所や認定こども園、幼稚園に就園していない児童）の大半は0～2歳児である。

加えて、

- ・ 子育てを行っている母親のうち6割が近所に「子どもを預かってくれる人はいない」という状況にあること
- ・ 地域子育て支援拠点を利用している母親の半数以上が、拠点を利用する前の状況として、「子育てで、つらいと感じることがあった」、「家族以外の人と交流する機会があまりなかった」、「子育ての悩みや不安を話せる人がほしかった」など、子育ての不安や悩みを相談・共有することができない等があること

というように、地域子育て支援拠点を利用した親の多くが孤立している状況を理由としている。

### (児童虐待相談対応の状況と死亡事例)

また、児童相談所での児童虐待相談対応件数は、平成11年は1.2万件であったが、以降は増加し続け、令和2年度には20万件を超えるまでになっている。そして、児童相談所における児童虐待相談対応件数のうち、一時保護がされるのが約13%、施設入所等の措置をされるのが約2%である。一時保護や施設入所等への対応に加えて、一時保護や施設入所等に至らないが在宅で対応が必要なものが多く存在するようになり、児童相談所は一層多様かつ専門的な対応が求められるものになっている。

また、児童虐待による死亡事例については、第17次報告によると、「心中以外の虐待死事例」が毎年50例程度での推移を続けており、そのうち0歳の子どもが約5割（0歳0か月児がさらにこのうちの4割）を占める。

そして、令和3年も、市区町村と児童相談所がともに事案を把握しながらも未就学の子どもの虐待によって命を落とすという事案が発生している。

### (支援の状況)

市区町村における支援の供給量は、令和元年度の実績を見ると、例えば、一時預かり事業が約 521 万人日、子育て短期支援事業のショートステイが約 9 万人日、養育支援訪問事業が約 18 万件となっている。これは、要支援・要保護児童 1 人当たりで見ると、ショートステイは約 0.39 日/年、養育支援訪問は約 0.78 件/年という水準である。

また、児童虐待による死亡事例の検証結果（第 17 次）を確認すると、行政機関等による子育て支援事業の利用状況について、「心中以外の虐待死事例」（56 例）のうち、利用「あり」が 18 例、そのうち、最も利用されている事業（複数回答）は「乳児家庭全戸訪問事業」で 15 例であった。その他は、保育所利用が 7 例で、その他の支援（養育支援訪問、一時預かり、短期入所など）は 0～3 例の利用であった。これらのことから、市区町村の子ども・子育て支援が、支援を必要とする家庭に届いていない実態がうかがえる。

こうした状況を踏まえ、子ども家庭福祉行政の課題として、

- ・ 未就園児の把握、就学世帯を含めた子育て家庭の把握（特に支援を必要とする未就園児、子育て家庭の把握）の不足
  - ・ 市区町村において母子保健と児童福祉の連携と支援のマネジメント力の不十分さ
  - ・ 家庭や子どもに対する支援の不足
  - ・ 児童相談所における専門性の向上の必要性
- といったことがある。

さらに、令和元年の児童福祉法改正における附則に則って令和 2 年度から検討を行っていた

- ・ 一時保護の適正手続きや一時保護所の環境の改善
- ・ 児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上
- ・ 児童の意見を聴く等の機会の確保を含めた児童の権利を擁護する仕組みの構築等

について対応を図る必要がある。

これらについて、以下の 4 つの方向性に沿って、具体的な制度見直しを図る。

- ① 困難な状況下での子育てを行う子育て世帯、妊産婦、そして不安や悩みを抱える子どもに対して、できるだけ早期に関わり、市区町村が確実に支援を行うこと、そのために市区町村において母子保健と児童福祉の一体的相談機関による支援を実施すること、そして、状況の悪化ひいては虐待などの劣悪な状況に至ることを防いでいくため、「支援を確実に提供する体

制の構築」を図る

- ② 困難な状況下で子育てを行う子育て世帯、妊産婦、不安や悩みを抱える子どもに対しての支援が確実に提供されることを可能にすること、支援の必要性が高く児童相談所が関与するに当たり在宅での対応をより適切に行うこと、そして、適正な手続きの下で一時保護を行うとともに家庭養育優先原則の一層の推進を図ること、といった「安心して子育てができるための支援の充実」を図る
- ③ 子どもの権利擁護が適切に成されるように環境を整え、子どもの最善の利益のための支援を子どもの視点を尊重して実施していくとともに、社会的養護経験者に自立支援を適切に提供していくための、「子どもを中心として考える社会的養育の質の向上」を図る
- ④ ①から③までの対応がしっかりと実現されるよう、子ども家庭福祉分野で支援に携わる者、特にソーシャルワークの役割を担う者の資質向上を図ること、多様な状況下にある子どもへの支援に対応するための多様な機関の関与を効率的かつ効果的に行うため情報共有を推進すること、そして、都道府県、児童相談所、市区町村の体制確保を図ること、といった「①～③を実現するための基盤整備」を行う

### Ⅲ. 支援を確実に提供する体制の構築

支援を必要とする家庭や保護者、子どもに確実につなげるためには、つながる機会を増やしていくこと、つながった後に気軽に相談ができること、相談等の結果を踏まえて適切にアセスメントし支援をマネジメントすること、関係者の連携や支援のための情報共有が必要である。このため、以下について、具体的な制度の見直しを行う。

#### (1) 支援を確実に受けられるようにするためのつながる環境の整備

##### ① 生まれる前からのつながる機会

- 生まれる前からつながり安心・安全な出産・育児ができるよう、妊娠時に早期に支援につながる環境を整えていくことが重要であり、つながる機会の拡大については、機会の拡充と今ある機会をより良いものにするという量的・質的の両側面から対応を図る必要がある。
- 機会の拡充という量的な観点としては、
  - ・ 低所得の若年妊婦など、孤立した状況に陥り支援の必要性が高い妊婦を早期に把握し、必要な支援につなぐため、妊娠検査に対する支援
  - ・ 加えて、健診未受診の妊婦や、家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予想される妊婦等を対象とした家庭訪問による状況把握などに取り組むこととする。
- 機会をより良いものにするという質的な観点からは、乳幼児健診等の機会を活用して、子や親の心理的・社会的な側面についてもさらに状況を把握できるようにする必要がある。
- これらに加え、妊娠届が未届けとなる事例等への対応や、児童虐待の発生予防に向け、女性健康支援センター等の相談支援などについて、周知・広報を強化する必要がある。

##### ② 相談についての心理的・物理的アクセスの向上

- 全ての妊産婦、子育て世帯、子どもが悩み等を気軽に相談できる環境が必要である。

- このため、地域の実情に応じて、保育所、認定こども園、幼稚園、児童館、地域子育て支援拠点などの身近にアクセスできる子育て支援の資源などが、これらを利用していない世帯も含めて、身近な相談先としての機能を果たしていくこととする。このため、市区町村はこのような身近な相談機能を地域に整備するよう努めるものとする。この際、利用者支援事業などについて検討を加え、身近な相談先を担う施設等において十分な体制が確保されるような支援とする。
- この身近な相談先の機能を果たすため、身近な相談先を担う施設等が心理士等を積極的に活用できる環境が必要であるといった意見があった。
- なお、この身近な相談先については、市区町村が、その域内で複数設け、その中から各子育て世帯が選択し、登録する形で利用する方式とすることなども含め、個々の市区町村において継続的な支援を提供できるような仕組みとする必要がある。

## (2) 市区町村等におけるマネジメントの強化

- 平成 28 年の児童福祉法等改正により、市区町村に児童福祉分野を担当する子ども家庭総合支援拠点と、母子保健分野を担当する子育て世代包括支援センターとの設置を努力義務として規定したところである。このうち、特に子ども家庭総合支援拠点は、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められ、国は市区町村に設置を求め、市区町村において様々な議論が重ねられて整備数の増加が図られてきた。  
 (参考) 令和 3 年 4 月時点の設置自治体数と割合
  - ・ 子ども家庭総合支援拠点：635 自治体/1,741 自治体 36.5%
  - ・ 子育て世代包括支援センター：1,603 自治体/1,741 自治体 92%
- こうした中で、母子保健と児童福祉の一体的な対応が望ましいものであるとされ、市区町村においても子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの整備を進める過程で個々の状況を踏まえ一体的な形での整備や連携・協働を進める取り組みを重ねてきている。こうした取り組みを踏まえ、組織や物理的な場所が異なる中では、母子保健と児童福祉の連携・協働は個々の職員に負荷をかけるものでもあることや、情報の共有等が成されにくいことから、効率的かつ効果的に母子保健と児童福祉の連携・協働を図ることができる環境の整備を考える必要がある。また、子育て支援



において、妊産婦、子育て世帯、子どもにとってのわかりやすさの視点から、ワンストップで必要な支援につながる相談窓口の設置を求める意見もあるところである。

- このため、市区町村において、現行の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターについて、これらの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、一体的な組織として、全ての妊産婦、全ての子育て世帯、全ての子どもの一体的相談を行う機能を有する機関（以下「一体的相談機関」という。）の設置に努めることとする。この相談機関は、一般家庭から支援の必要性が低い世帯、支援の必要性が高い世帯まで切れ目のない支援を行う。
- 一体的相談機関の名称については、「子ども家庭包括支援センター」との名称が相応しいとの意見があったところであるが、その点も踏まえ、法制的な観点から適切な名称を今後、厚生労働省において設定すべきである。なお、自治体によっては既に設置している場合もあるため、独自の名称を付すこと（例えば、「子ども家庭総合支援拠点」や「子育て世代包括支援センター」で用いていた自治体独自の名称について、一体的な組織の名称として引き続き使用すること等）も可能とするべきである。
- そして、この一体的相談機関については、
  - ・ 子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターについて一体的な形で整備された先進的取組みを土台（※）とし、子ども家庭総合支援拠点の機能、子育て世代包括支援センターの機能の両機能を併せ持つものであり、
  - ・ また、市区町村の状況を踏まえつつ、段階的に機能の充実と整備を図るものとし、子ども家庭総合支援拠点の機能と子育て世代包括支援センターの機能の両機能が適切に果たされないような形で1つの機関にすることなどにならないよう、丁寧な支援等を行うこと
  - ・ （今般の見直しにおいて後述するように）サポートプランの作成や利用勧奨・措置が制度として位置づけられる中で、支援を要する妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、適切なソーシャルワークのもと必要な支援が成されるようにしていくこととする必要がある。
- ※ 例えば、国から示した子ども家庭総合支援拠点の指針等に則って、既に子どもとその養育者の支援の必要性に沿った切れ目のない支援のために子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの一体的な設置がされているケース等は1つのモデルであるため、これまで取り組んで来た市区町村が混乱ないようにしていく運用にすべきである。

- 現行の子ども家庭総合支援拠点が、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（平成30年12月18日）」において令和4年度中に全市区町村への設置を目標としている中、増加してきているとは言え、令和3年4月時点で635自治体/1,741自治体（36.5%）の設置に止まっている。これは、
  - ・ 子ども家庭総合支援拠点の整備の必要性を国が指針等により自治体に対して周知・徹底する中で、十分にその意図が伝わらなかったこと
  - ・ 特に小規模な自治体においては、設置の必要性や有用性を理解しつつも、支援員の確保等の体制構築に関して課題があること等が要因の1つとして考えられる。改めてこの状況の課題を確認し、その課題への対策を考えた上で、厚生労働省は、自治体に対し、今回、サポートプランの作成や利用勧奨・措置等を制度化して明確化する点や、必要な支援を行うことを丁寧に説明するとともに、各自治体の状況に応じた様々な組織・運営を支援し、一体的相談機関の全国的な展開に取り組む必要がある。
  
- 一体的相談機関においては、妊娠届からの妊産婦支援に始まり、子育て世帯や子どもからの相談を受けて支援をつなぐためのマネジメントを行う。また、地域資源の把握や創生の役割も担っていく。
  
- 一体的相談機関又は市区町村は、支援をつなぐためのマネジメントにおいて具体的な支援提供計画を示す「サポートプラン」（仮称）の作成を行うものとし、特に支援の必要性の高い世帯を計画的・効果的に支援するためのものとして活用する。また、このプラン作成において、保護者や子どもが意思決定に参画するなど寄り添ったものとなるようなものとする、書類作成に追われ相談支援業務を圧迫することにならないよう現場のプラン作成支援を図ることが重要である。
  
- サポートプランを作成するような要保護児童等の支援に際しては、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」）を活用するなどしてケース会議を行う。この時、世帯の課題や支援の必要性のアセスメントについて、サポートプランの様式を含め、ひな形を国が示す必要がある。また、市区町村は、このケース会議において、事案によっては児童相談所とともに、何を課題とし、いつまでにどこまでの対応を取り、どういう状況になれば児童相談所が主として対応する必要があるのかを確認することが重要である。
  
- この相談機関については、今回の相談機関の見直しの中で機能が低下することがないように、必要な人員を削減することなく、相談機関において求められる機能を果たすために必要な人員配置とその人材確保に努める。一

方で、実際の配置において限られた人材の有効的な活用を進めるための人員配置の弾力的運用を可能としていく。

#### IV. 安心して子育てができるための支援の充実

困難な環境下での子育てを安心して行うためには、子ども・子育て支援の質及び量並びに種類の充実を図り、必要とする世帯、妊産婦、保護者、子どもに支援が行き届くようにすることが必要である。これにより、結果として、早い段階で不安や悩み、課題のある世帯や子どもに対して具体的な支援を提供し、状況の悪化を未然に防ぐことも可能になると考えられる。

こうした支援の充実を図る一方で、市区町村と児童相談所の関係については、平成28年の児童福祉法等の改正の際の整理を踏まえつつ、市区町村と児童相談所が縦割りで対応を行い、十分に連絡、情報共有や適切な見立てがされていないことにより痛ましい事案が起こっていることについて、市区町村と児童相談所が一体となって積極的に動くことを制度として手当する必要がある。

また、支援の必要性が高い世帯や子どもに対し、児童相談所が在宅時を含め指導を積極的に実施していくことに加え、指導のみならず必要な支援を適切に提供することを可能とするための環境整備についても取り組む必要がある。

さらには、環境の整った一時保護所において、適正な手続きに則って一時保護が成されるようにするとともに、社会的養護・代替養育については、家庭養育優先原則をより進めることが可能となるようにしていく必要がある。

こうした問題意識に則って、具体的な制度見直しを行う必要がある。

##### (1) 全ての子育て世帯の家庭・養育環境への支援

###### ① 基本的な考え方

- 保育サービスの整備について取組が進められ、一定の効果が見られるようになってきている。他方で、子育てする保護者や子どもの家庭環境、養育環境をより良くするための支援について充実を図る必要がある。具体的には、以下の切り口から支援の量や種類について確認し、その充実を図る。
  - ア：子育てする保護者の負担や悩みを軽減する
  - イ：子ども自身の悩みや孤立感などを受け止め支援する
  - ウ：より良い親子関係の構築に向けて支援する

- この家庭環境、養育環境をより良くするための支援は、市区町村による家庭に対する子育て支援の1つであるから、子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業に位置づけ、市区町村による計画的な整備を求めるものとする。
- 家庭環境、養育環境をより良くするための支援は、基本的には全ての子育て世帯を対象とする支援であるが、支援の必要性の高い子育て世帯の保護者や子ども（※）に対して可能な限り行き届くようにする必要がある。このため、国が示す子育て世帯の支援の必要性に関する考え方を参考に、市区町村が、以下のとおり、必要と判断した場合に市区町村の責任の下で支援を提供していくことを可能とする。
  - ・ 家庭環境や養育環境を支える支援を求める子育て世帯や子どもに対し必要な支援を確保することとしつつ
  - ・ 優先的に支援を必要とするにもかかわらず支援を求めることが出来なかったり、支援を拒んだりする等の世帯や子どもについて、支援の利用・申し込みを勧奨し、家庭環境や養育環境を支える支援を受けることができるよう支援すること
  - ・ 支援を受けることが著しく困難であると認める場合、家庭環境や養育環境を支える支援を行う措置を採ることができること
- ※ 関係機関から報告があった子ども等の要対協のリストに載っている家庭や、保護者に障害や疾病があり自力で利用申込みができない場合などを想定
- これにより、市区町村は、支援の必要性の高い子育て世帯の保護者や子どもについて、家庭環境、養育環境をより良くするための支援の利用勧奨を行い、それでも支援を受けることが困難な場合には、市区町村の責任において、この家庭に当該支援を利用するよう行政処分（措置）として働きかけることが可能になる。なお、この措置に要する費用の支弁については、措置費として、市町村の支弁とそれに対する都道府県・国による負担について法律上に位置付ける。

このような対応をしても支援を利用せず、状態が改善しない場合で児童相談所による支援や介入が必要と判断される時は、児童相談所に事案を送致するなど、市区町村と児童相談所が連携して対応するものとする。
- また、家庭環境、養育環境をより良くするための支援は妊娠期を含めた全ての子育て世帯を対象とする支援であり、世帯の状況等に応じて利用者本人からの費用負担を求めることが基本的な考え方である。その一方で、支援の必要性が高い世帯や経済的に課題を抱えた家庭等が、利用者負担があることで利用を躊躇し支援が届かないということは避ける必要がある。

このため、各事業の趣旨・目的も勘案しながら、利用者の負担の軽減を図る必要がある。

- こうした中で、家庭環境、養育環境をより良くするための支援としては、次の②・③のとおり充実を図ることとする。これについて、市区町村によっては整備が困難を伴うことも想定される。このため、整備が難しい状況にある市区町村が児童家庭支援センター等を活用して整備を進めることも可能としていく。

## ② 家庭での養育の支援の充実

- 子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されることを可能としていくため、訪問による生活の支援（訪問型支援）、保育所等による一時預かり（通所型支援）、学齢期において学校や家以外の子どもの居場所支援（通所型支援）、子育て短期支援の充実を図る。
- 具体的には、まず、訪問による生活の支援として、要支援・要保護世帯に限らず、妊婦も含めて広い世帯を対象とし、家事支援等の生活・育児支援や個々の家庭の状況に応じた養育環境の把握などを行う事業を新たに創設する。その際、現行において養育支援訪問事業の枠組みで提供されている家事支援等については新たな事業の枠組みで提供するものとし、養育支援訪問事業は専門的な相談支援を提供するものとして、異なる事業として連携を図ることとする。
- また、一時預かり事業については、いわゆるレスパイトを含め利用が必要な者への活用が進むような方策について、事業実施側の円滑な受入れが進むよう留意しながら、取組の推進を図る。
- そして、家庭環境その他の理由により孤立した困難な状況にある子どもたちが、自分の意思や学校の紹介、行政機関からの紹介などで、安全で安心できる自分の居場所を確保し、必要な場合にはより専門的な支援につながる事業を新たに創設する。
- 安心・安定して保護者がレスパイトを利用可能となる環境を整備するため、子育て短期支援事業（里親による子育て短期支援含む）について、専用の居室や専用の人員配置を推進することにより、いつでも利用可能な受入体制を構築可能にする。また、適切な子どもの成育環境を整備するため、保護者が子どもと共に入所・利用する場合や子どもが自らの意思で入所・利用を希望した場合に入所・利用できるようにする。また、この見直しに

に伴い、子育て短期支援事業の入所・利用日数について、個々の状況等により決めることを可能とする。

- 子育て短期支援事業については、地理的要因により利用が滞ることが無いよう、送迎も含めた運用の改善を図る。
- ③ 親子関係の構築に向けた支援
  - 親子関係に関する支援については、以下が必要である。
    - ・ 子どもを持った可能な限り早いタイミングで具体的な子育ての方法を学ぶ機会があること
    - ・ 親子関係に課題があり保護者が育児に困難を感じたタイミングで、解決が困難な状況に陥る前に、可能な限り早期に支援が提供されること
  - このため、両親学級や育児学級を活用してポピュレーション・アプローチとして親子関係に関する内容を学ぶ機会を確保するとともに、親子関係について悩みがあるなど親子関係の形成の支援が必要な場合に、講義やグループワークなどにより親子関係の形成の仕方を個別具体的に知ることができるペアレントトレーニング等を提供する事業を設ける。

## (2) 支援の必要性の高い子どもやその家庭への在宅での支援

- ① 児童相談所のソーシャルワークと市区町村の対応について
  - 児童相談所には、家庭や子どもの状況を的確に把握したうえで、
    - ・ 必要な在宅指導措置や、場合によっては一時保護や入所等措置を行うこと
    - ・ 家庭・子どもの状況の維持・改善のため、市区町村の家庭・養育環境を支える支援も含めた様々な支援をコーディネートすることが求められるが、これらについてしっかりと見通しを持って対応することが必要である。
  - このため、在宅指導措置や一時保護、入所等措置を始める際に、その後の一時保護や入所等措置、在宅指導措置の解除や他の措置等への変更等に関する見立てについて、児童相談所や市区町村等の支援関係者はもとより保護者や子どもも参画する等して共通認識を持てるよう、個別ケース毎に援助方針を作成することについて徹底を図る。この際、要対協なども活用しつつ、市区町村等の支援関係者と協議して支援の見通し、いつ・誰がどのような対応を行うかを具体的に取り決める支援計画を作成すること、そ

の内容に市区町村による家庭・養育環境を支える支援も組み込むこと、定期的に見直すこと等を法令・児童相談所運営指針等に位置づけて対応を促進する。

- この際、市区町村による家庭・養育環境を支える支援の強化を踏まえ、児童相談所によるケースマネジメントの一環において市区町村による支援が適切と考えるケースにおいて、児童相談所は市区町村に対して当該支援の積極的実施の必要性を知らせ、市区町村はそれを受けて、当該児童等への支援が必要と認められる場合に前述の利用勧奨・措置により支援を提供する。
- また、入所等措置や一時保護を解除する場合には、現行の児童相談所運営指針も踏まえ、在宅指導措置を講ずる運用を徹底する。そして、この在宅指導措置終了後は、市区町村で作成されるサポートプランに継承し、市区町村において必要に応じて確実に支援が提供されるものとする。
- 援助方針等を作成する時点、措置や一時保護を行う時点、措置や一時保護の解除の時点などにおいて、当事者である保護者や子どもの意見・意向を把握することが重要である。

## ② 在宅指導措置について

- 多くのケースで在宅での対応が必要となっている状況を踏まえ、
  - ・ 一時保護した後に在宅での対応となった場合
  - ・ 一時保護に至らなかった場合
  - ・ 入所等措置を行った際の家庭への対応が必要な場合
  - ・ 入所等措置を解除した場合などをはじめとして、ケースに応じて、児童相談所は在宅指導措置を積極的に行う必要がある。
- 在宅指導措置について、その支援内容は多様な対応が必要となっていることから、児童家庭支援センター等の民間機関と協働し、より多くの必要とされるケースに適切に在宅指導措置が提供されるようにする必要がある。このため、委託を受けて在宅指導措置を行う民間機関を増やしていくとともに、民間機関に委託した場合の在宅指導措置の費用について、措置に必要な手当が確実に成されるよう、都道府県等の支弁とそれに対する国による負担について、法律上に位置付ける。

## ③ 支援の必要性の高い子どもやその家庭への支援について

## i) 子どもと保護者への支援

- 児童相談所により行われる保護者支援は、児童福祉司に加え、児童相談所に配置されている心理職が専門的知識を活用して対応できるよう、体制の確保や研修の実施を行う。また、この場合において、心理職の体制確保について、児童相談所の体制確保を進めていく中で、計画的に取り組む。
- こうした中、親子関係の支援の必要性が高い場合、都道府県等が実施する親子再統合支援事業（保護者支援プログラムなど）を適切に活用することができるよう、体制整備を図る。具体的には、親子再統合支援については都道府県等がその体制整備を進めることに努めなければならないものとし、整備の促進を図られるよう、事業として制度に位置づける。
- 親子の「再統合」という用語は現行の児童福祉法においても用いられているが、親子関係を再び元の形に整え子どもが家庭に戻ることを目的とするものとして受け止められ、現場においてもこれを行わなければならないと考えることがあるとの意見があった。
- 親子の「再統合」は虐待や親子分離などにより傷ついた親子関係の修復や再構築に取り組むものであるが、必ずしも家庭復帰を唯一の目標とするものではない。この点について、周知徹底を図る必要がある。  
その上で、親子再統合支援事業の提供においては、決して「家庭復帰」が唯一の結論ではなく、また、この事業を保護者が利用したことのみを以て子どもを保護者の元に返すといったこと等が無いよう、当該事業を利用する前段階で保護者や子どもの状況のアセスメントを丁寧に行うとともに、親子再統合支援事業によりどのように保護者や子どもの状況に変化があったか等を適切に評価した上でその後の対応をとることが必要である。また、親子再統合支援事業を行うに当たり、里親支援機関（フォスタリング機関）、里親等、施設等、保護者が居住する市区町村との連携の中で実施することが必要である。このような対応が徹底されるよう、親子再統合支援事業に関するガイドラインを作成する。
- 児童相談所は、保護者支援、親子再統合支援事業の提供に加え、世帯の状況を俯瞰して必要と考える場合には、市区町村による家庭・養育環境をより良くする支援における訪問の生活支援の提供などの活用も考える必要がある。
- また、児童相談所は、保護者への支援を確実に提供する一方で、子ども



の状態や置かれている環境、子どもの意見・意向を踏まえ、市区町村等の関係機関とよく相談し、子どもに対しても必要な支援を確実に提供する必要がある。例えば、以下の支援が想定される。

- ・ 保育所や児童発達支援センターといった通所型の子育て支援
- ・ 家や学校に居場所のない子どもの居場所
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 社会的養育経験者（※）の自立支援

※ 里親や施設に措置・委託された経験のある者のみならず、在宅において自立支援が必要な状況にある者を含む

○ 特に、子育て世帯や子どもが、適切な医療や発達障害児支援も含めた障害児支援に届くことにより、子どもの健全な育ちとともに子育ての負担や悩みの軽減につながる。このため、

- ・ 市区町村の支援における通所型の支援（保育所や居場所支援など）やレスパイト（子育て短期支援など）の提供に当たり、必要性に応じて医療や障害児通所支援（医療的ケア児支援や発達障害児支援を含む）との連携を図ることをより推進する
- ・ 児童相談所について、児童発達支援センターや放課後等デイサービス等の専門的な障害児通所支援の積極的な活用を考えること、また、保育所を支援先とする場合や家での暮らしを支援する場合に児童発達支援センター等による保育所等訪問支援などの積極的な活用を促す
- ・ 児童相談所において、医療が必要と考えられる子どもが医療を受けることができない場合には、適切に在宅指導措置等を活用して、医療の受診を促す

などを行う。

○ こうした中で、地域における障害のある子どもに対する中核的な療育支援機関として児童発達支援センターの役割・機能を具体化していくとともに、愛着形成の支援も含め、高い専門性が発揮できるよう、そのあり方を見直す。特に、多機関にまたがる支援の調整が必要となることが多い医療的ケア児については、各都道府県の医療的ケア児支援センターと連携し、必要な支援が総合的に提供されるように配慮する。

## ii) 支援を必要とする妊婦への支援

○ 支援を必要とする妊婦に対する支援は、制度に位置づけのない補助事業（産前・産後母子支援事業）による他、各地の NPO 法人などが率先して独自に対応している状況である。妊婦への支援の充実と 0 歳・0 か月・0 日の子どもの痛ましい事案を減らす観点から、支援を必要としている妊婦

(特定妊婦等) について、以下のア～エを包括的に行う支援事業を制度に位置づける。

ア 相談・把握

イ 妊婦に対して、訪問、通所又は入所により、妊娠や今後の生活について寄り添い、心理面のケアを含めた包括的な支援を提供する

ウ 医療機関との連携により出産を支援する

エ 出産後の子どもの養育環境整備と産婦の生活の支援のため関係機関へつなぐ(自ら育てる場合、自ら育てることが出来ない場合のそれぞれの対応)

○ この場合、エの産後の支援については、市区町村の家庭・養育環境を支える支援や、母子生活支援施設や乳児院などの利用の他、児童相談所や里親支援機関(フォスタリング機関)等を活用し、特別養子縁組や里親委託、施設入所措置等により子どもの養育環境を整える必要がある。加えて、産婦に対しての支援としては、女性保護の支援メニューの提供や若年者の場合にあっては就学・就労支援等につながるよう対応していく必要がある。

○ また、流産や死産等で子どもを亡くした家族へのグリーフケアについては、令和3年度中に、全国の自治体や、医療機関における支援の実態や、子どもを亡くした家族のニーズ等の把握のための調査を行い、支援体制の強化に向けて取り組む必要がある。

#### ④ 特別養子縁組・養子縁組推進のための環境整備

○ 代替養育による長期間の対応ではなく事案の「永続的な解決」(パーマネンシーの保障)が求められる。親子再統合支援事業や家庭環境・養育環境の支援など、各種支援を行う中で、効果が芳しくない中でアセスメントが適切に成されず、結果として、里親等への委託や施設への入所措置が長期間成されるといったことは適当ではない。

○ このため、例えば親子再統合支援事業を行うに当たり、当該事業を利用する前段階で保護者や子どもの状況のアセスメントを丁寧に行うとともに、それによる保護者や子どもの変化を適切に評価した上で、再統合が困難と考えられる場合において、児童相談所は特別養子縁組・養子縁組による「永続的な解決」へと移行していくことも早期に今後の対応の選択肢に含めて考える運用としていくべきである。

○ また、特別養子縁組・養子縁組がより一層推進されるよう、縁組成立前

の十分な養育に関するアセスメント及びマッチングに加え、親子の関係性構築を支援し、縁組成立後の特別養子縁組・養子縁組家庭の支援を強化していく必要がある。

- このため、児童相談所、民間の養子縁組あっせん機関、里親支援機関（フォスタリング機関）等が相互に連携のうえ、縁組成立に至る前段階から特別養子縁組・養子縁組家庭の家庭環境、養育環境を適切に把握し、必要に応じて支援につなぐための体制整備を推進していく必要があり、児童相談所及び民間機関同士のネットワーク形成を推進していくとともに、民間機関による安定した取組を促すよう支援を行う必要がある。

### （3）社会的養護・代替養育

#### ① 家庭養育優先原則の推進

- 里親支援機関（フォスタリング機関）は、里親の家庭・養育環境をより良くする機能と里親に委託された子どもの成育をより良いものとする機能の2つを併せ持ち、家庭養育優先原則を推進することによる地域の子どもの養育環境の向上にも資する。また、里親支援機関（フォスタリング機関）は里親に寄り添い里親の立場に立って支援を行う機関であることが求められる。
- こうした中で、里親等支援をより効果的に行い、里親・ファミリーホーム養育者や里親委託がされた子どもが相談しやすい環境を整えるため、一貫した体制で継続的に里親等支援を提供するようにすべきである。このため、里親支援機関（フォスタリング機関）を児童福祉施設として位置づける。これに伴い、里親支援機関（フォスタリング機関）の第三者評価が確実に成されることとする。
- また、施設により実現しているチーム養育と、里親と里親支援機関（フォスタリング機関）により実現されるチーム養育については、どちらもそれぞれの「養育に関する最低基準」を満たし、その水準を維持し、それをさらに向上させる役割がある点などを踏まえ、里親支援機関（フォスタリング機関）の要する費用について、委託に必要な手当が確実に成されるよう、都道府県等の支弁とそれに対する国による負担について法律上に位置付ける。
- 加えて、里親支援機関（フォスタリング機関）が、里親の募集・確保に向けた取り組みやその周知なども含め、都道府県や市町村、児童相談所等の関係機関と連携して里親支援を確実に行うことができるようにしていく

必要がある。

- 上記のように、里親支援の充実を図る一方で、里親同士が共に支え合うピアサポートについても今後推進していく必要があるとの意見があった。
- ファミリーホームについては、ケアニーズの高い困難な事例を扱うケースが多いことから、そのケースに適切に対応可能な体制を構築することができるよう、支援に携わる者の充実を可能としていく。また、養育を行う子どもに要する費用について、子どもの数はその地域の状況や周囲の養育資源の状況に応じて変化が多くなること等を勘案し、一定程度の変化に臨機応変に対応できるように見直す。
- 施設の機能と果たす役割、それを支える措置費のあり方の議論も踏まえつつ、ニーズに応じた養育が可能となるよう、里親の種別、里親要件、柔軟な里親制度の運用やファミリーホームと里親の定員など里親、ファミリーホームのあり方について、施設の小規模化の今後も含めて、速やかに検討を開始し、十分な議論を経て得られたより良いものについて早期に実現を図ることとする。

## ② 施設の多機能化・高機能化

- 施設は地域の社会的養護の中核拠点として活動していくことが期待される。そうした観点から、多くの機能を果たし、多くの支援の資源を地域に提供することができるよう、
  - ・ 市区町村により展開される、家庭・養育環境を支援する事業
  - ・ 社会的養育を推進する事業（親子再統合支援、支援を必要とする妊産婦支援等）を施設が請け負うことが可能となるように、人員配置の弾力的運用等を図ることとする必要がある。
- また、対応が困難な子どもに適切に対応できるよう、そのために必要な専門職の確保等に基準を設定した上での適正な評価を行う。
- こうした中で、施設の職員がモチベーションを高く持って従事することができるよう、多機能化・高機能化に合わせたスキルアップが図ることができる機会を確保していくことが必要であるとの意見があった。
- 一方で、児童福祉施設（※）と自立援助ホームについて、それぞれの機能と果たす役割、これに伴う人員配置基準等の在り方、そしてそれらを支

える措置費の在り方について、ケアニーズに応じた支援が適切に成されるよう、調査研究を行うなど速やかに検討を開始し、十分な議論を経て得られたより良いものについて早期に実現を図ることとする。

※ 例えば、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設など

### ③ 資源の計画的な整備

- 社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とし、整備状況の一層の「見える化」を図る。これに伴い、里親数、施設数に加え、児童家庭支援センターや里親支援機関（フォスターリング機関）、自立支援の役割を担う機関、アドボカシーや権利擁護の体制などについても整備計画の作成を行う。
- また、この計画で整備された資源が子どもや保護者のニーズに適切に対応されていることが重要であり、整備された資源による効果や課題について、適切な指標を設けて都道府県等に対して実態把握・分析を促していくとともに、「見える化」を図ることにより国は確認していくことが必要である。
- このため、社会的養育推進計画の内容、効果や課題とその適切な指標の設定について、今後、速やかに検討を開始し、可能なものから実現を図ることとする。また、都道府県等において今回の制度見直しによる新たな仕組みが施行される時点からの社会的養育推進計画の策定に当たり、必要な準備期間を確保する必要がある。

## （４）一時保護

### ① 一時保護時の司法審査

- 一時保護は一時的とはいえ、子どもを親から引き離すものであり、行動の自由など子どもの権利が制限されることや、親権の行使等に対する制限でもある。児童の権利に関する条約第9条（※）が、父母の意に反して子どもをその父母から分離する場合には「司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従」うことを求めているほか、国連児童の権利委員会の日本政府に対する総括所見でも「義務的司法審査を導入すること」が要請されているなど、より一層の判断の適正性の確保や手続の透明性の確保が必要である。

※ 児童の権利に関する条約（1990年署名、1994年発行）（抄）

第9条

1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。

2 すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。

3～4 （略）

○ このため、独立性・中立性・公平性を有する司法機関が一時保護の開始の判断について審査する新たな制度を導入する。

○ 裁判官が一時保護の適否について適切かつ迅速に合理的な審査を行うために、一時保護の要件を法令上明確化する。ただし、一時保護の要件の明確化にあたっては、子どもの最善の利益を守るための躊躇なき一時保護の運用を損なわない観点にも十分留意する。この結果、児童相談所等は、一時保護の要件に該当し、必要があると認めるときは、一時保護を行うことができる。

○ 一時保護時の司法審査について、具体的には、都道府県知事又は児童相談所長は一時保護を行う場合、事前又は保護開始日から起算して7日以内に裁判官に対して一時保護状（仮称）を書面で請求し（※）、裁判官は、一時保護開始時点での一時保護の適正性について、一時保護開始時点に生じていた事情に関し児童相談所等が請求時点までに収集した資料を斟酌して、判断する。なお、事前・事後については、一時保護の実情に照らすと事後の請求が多数を占めると予想され、制度上事前を原則とするものではない。

裁判官は、子どもに対する虐待のおそれがあるとき等の一時保護の要件に該当すると認めるときは、明らかに一時保護を行う必要がないと認めるときを除いて、一時保護状（仮称）を発付する。

児童相談所等は、一時保護状（仮称）を得た場合は一時保護を引き続き実施することが可能であり、却下された場合は一時保護を速やかに解除することとなる。

※ 一時保護の開始の司法審査を導入するに当たり、裁判官の判断なき一

一時保護の期間は可能な限り短くする必要があり、一時保護状（仮称）の発付は迅速に行われる必要があるため、書面で請求。

- 一時保護を行う場合には、Ⅲ（１）①で述べるように、児童相談所等は一時保護の決定前又は緊急に一時保護を行った場合等には事後に子どもの意見の聴取等を行い、その意見・意向を把握・勘案しなければならない旨を法令や通知等に規定する。その際、都道府県等は、一時保護に関する子どもの意見・意向の形成・表明を支援するための体制整備にも併せて努めるものとする。その上で、把握した子どもの意見を後述の疎明資料に可能な限り記載するものとする。
- 司法審査の対象となる一時保護について、親権者等が一時保護に同意した場合や、一時保護状（仮称）の請求までに一時保護を解除した場合等は除く。また、本来司法審査の対象とすべき事案についてそれが確実に実施されるよう適切な運用にすべきである。
- この点について、親権者等が一時保護に同意した場合であっても、子どもが一時保護されることに反対の意見を表明している場合は、司法審査の対象とすべきとの意見があった。
- 児童相談所等の一時保護状（仮称）の請求に際しては、全国共通の様式とするとともに、疎明資料は、裁判官による審査に足りるものであることを前提に、躊躇なき一時保護の運用や迅速性の要請が損なわれないようにするために相当程度簡素なものでも可能とすべきである。  
疎明資料において、児童相談所等は、一時保護に対する子どもの意見・意向及び親権者等の意見を可能な限り盛り込むものとする。子どもの意見や親権者等の意見が疎明資料によって十分に裁判官に伝わるよう、具体的な運用方法については、後述する施行に向けた作業チームにおいて検討する。
- 一時保護に対する裁判官の審査は、子どもを保護等するために緊急の対応が必要となる一時保護の特殊性や迅速性の要請等を踏まえ、上記のようにして提出された疎明資料に基づき、必要かつ合理的な範囲において行われるべきことを旨として制度設計されるべきである。
- 一時保護状（仮称）の請求について却下となり、一時保護を解除した場合には、事案によっては、子どもの生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがある。このため、そのような事例に限り、当該却下の裁判に対する児童相談所からの不服申立手続を設けるべきである。

具体的には、児童相談所長等は、一時保護を解除したときに子どもの生命及び心身に重大な危害が生じると見込まれるときは、3日以内に所定の裁判所に、その裁判の取消しを請求することができることとし、裁判所の判断が確定するまでの間は、引き続き、児童相談所等は一時保護を実施することができる。

- 一方、一時保護状（仮称）の請求を認める裁判についての子どもや親権者等からの不服申立手続は設けないこととするが、これは一時保護に対する既存の子どもや親権者等からの不服申立て手段である行政不服審査や行政訴訟は引き続き提起可能であることを踏まえたものである。
- この点について、子どもや親権者等からの不服申立手続を認めるとともに、子どもの申立てを支援する仕組みが必要との意見があった。
- 面会通信制限等については、実態として、児童相談所等において、措置ではなく、行政指導により対応している実態にあり、まずは、行政指導ではなく、司法審査の対象となり得る行政措置が現場において適切に実施されるように通知等で促していく必要がある。
- また、一時保護の際など、児童相談所等が必要となる関係機関へ調査する権限を児童福祉法上明確化する。
- 一時保護時の司法審査の導入に伴い、今後とも児童相談所等において法務に従事する人材を含め、体制の強化が必要であるとともに、施行までの十分な準備期間を確保する必要がある。
- 今回の一時保護時の司法審査の導入に当たっては、その施行までに、その運用や実務の詳細について、今後具体的な構成の精査は必要であるが、法律実務に携わる者など、実務者も構成員に含む作業チームを立ち上げて厚生労働省は検討すべきである。

## ② 一時保護の環境改善

- 一時保護の地域分散化については引き続き促進する。里親、乳児院等への委託を適切に進める。また、一時保護の期間を可能な限り短くする必要がある、とりわけ乳幼児の長期分離は防ぐべきである。また、一時保護所における子どもの処遇について、改善を図っていくべきである。
- 例えば、一時保護中の子どもについて、学校等への通学等が可能となる



環境の確保が望ましく、通学等が子どもの利益に反し、子どもが望まない場合等には、学習指導協力員の確保など学習支援の環境を整えることが必要である。また、放課後等デイサービス等の障害児通所支援の利用について、施設入所等措置を受けた子どもと同様に、一時保護中であっても利用可能であることを明らかにする必要がある。

- これらに加え、一時保護中に健康診査が受けられないことが無いようにする必要があったとの意見があった。
- 現在、一時保護所には独自の設備・運営基準が存在せず、児童養護施設の基準を準用しているが一時保護は子どもにとって不安の強い状況であり、より手厚い対応が必要となることから、一時保護所について、一時保護ガイドラインを踏まえつつ、新たに独自の設備・運営基準を策定する。当該基準には、開放的な子どもの処遇や個別的なケアを推進することを含め、人員配置基準や必要な設備など、一時保護所の質を担保するための事項を定めるものとし、具体的には、目標期限を決めて、調査研究を実施するなど速やかに検討を開始する。
- また、都市部等における慢性的な定員超過状態の解消は喫緊の課題であり、平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体においては、定員超過解消のための計画を策定し、当該計画に沿って施設整備等を進めるものとする。国は計画を策定した自治体に対して支援の強化を図る。その結果、定員超過状態を解消し、一時保護所の環境改善を目指す。  
なお、この定員超過解消のための計画については、里親等への一時保護委託や地域分散化の推進等を加味したものとする必要がある。
- 一時保護については、一時保護ガイドラインに則した対応を取るべきであり、国はこのために必要な支援を行う必要がある。
- さらに、一時保護所におけるケアの質を外部の視点でチェックし、必要な改善につなげるため、一時保護所が第三者評価を受けることとする。第三者評価に際してはその評価の質の均てん化、評価者の専門性の確保、評価後の一時保護所の環境改善の実効性に留意するものとする。

## V. 子どもを中心として考える社会的養育の質の向上

児童の権利に関する条約が批准されてから四半世紀以上が経過する中で、子どもの最善の利益を図るため、子どもを中心として支援のあり方を見直す必要がある。

こうした中で、特に児童相談所等が行政処分を行う場合において子どもの意見・意向を把握してそれを勘案して対応するなど、権利擁護が図られる環境が整備され、子どもにとって最善の利益となる対応が成されるよう、制度の見直しを行う必要がある。

### (1) 権利擁護

#### ① 子どもの意見・意向表明

- 全ての子どもについて、特に養育環境を左右する重大な決定に際し、子どもの意見・意向を聴き、子どもが参画する中で、子どもの最善の利益を考えて意思決定が成されることが必要である。
- このため、都道府県等又は児童相談所が
  - ・ 一時保護を行う場合
  - ・ 施設の入所措置（指定発達支援医療機関への委託措置含む）、在宅指導措置、里親等への委託を行う場合
  - ・ 施設の入所措置、里親等への委託の期間更新、停止、解除、他の措置への変更を行う場合
  - ・ 児童自立生活援助事業の実施や母子生活支援施設の入所の場合には、子どもの最善の利益を考慮しつつ、子どもの年齢等に応じて、その決定が成される前に（緊急に一時保護を行った場合等は事後に）、子どもの意見・意向を聴取すること等により、その意見・意向を把握してそれを勘案しなければならない旨、法令や通知等に規定する。
- また、児童福祉施設においては、特に自立支援計画等を策定する際に子どもの意見・意向を聴く機会を確保する（会議に子どもが参画する等）よう、法令や通知等に規定する。
- 子どもは一人では意見・意向を形成し表明することに困難を抱えることも多いと考えられることから、意見・意向表明支援（アドボケイト）（※）が行われる体制の整備を都道府県等の努力義務にする。また、子どもの意見・意向表明を支援する活動を都道府県等による事業とし、都道府県等は

意見・意向表明支援を行うことができるものとする。

※ 児童に関する権利条約の日本語訳では、「意見」の表明とされており、「意見表明支援」とすべきとの意見があった。

- この際、意見・意向表明支援については、都道府県等は一定の独立性を担保する必要がある。その中で、外部に委託することを基本とすべきとの意見があった。
- そして、意見・意向表明支援の役割を担う者は、研修などでその資質を担保する仕組みが必要である。都道府県等において一定の水準が確保されるよう、国において研修プログラムの例を作成して提供するなど必要な支援を講じる必要がある。
- 子どもが意見・意向の表明や子どもの権利擁護について知ることができるよう、都道府県等や児童相談所、施設等や里親等が機会を捉えて伝えていくことが必要である。

## ② 政策決定プロセスにおける当事者の参画

- 都道府県等が子ども家庭福祉に関する制度・政策の検討・決定過程には、その会議に子どもや社会的養護を経験した者の参画を図るなどにより、子どもや社会的養護を経験した者の視点や意見・意向が反映されるよう国から働きかける必要がある。

## ③ 権利擁護機関

- 子どもの意見・意向を処遇等に適切に反映させていくためには、都道府県等において、意見・意向を受け止め、必要に応じて児童相談所等と調整を図り、対応の改善を促す機能を有する第三者機関（権利擁護機関）の整備も求められる。
- 児童福祉の分野における権利擁護は喫緊の課題であり、都道府県等は、児童福祉審議会（自治体が独自に設置する権利擁護機関が行うものも含む）による調査審議や意見の具申が適切に行われるための仕組みの整備や意見・意向表明を支援する事業その他の方法により、子どもの権利擁護の環境整備を行うこととする。
- さらに、「子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ」（令和3年5月）において、

- ・ 子どもの権利や利益が守られているか、行政から独立した立場で監視すること
- ・ 子どもの代弁者として子どもの権利擁護の促進のための必要な法制度の改善の提案や勧告を行うこと

など、国や自治体のシステム全体に働きかける機能が必要であると明記された。省庁横断的に、国レベルの権利擁護機関(子どもコミッショナー)について、検討を進める必要がある。

#### ④ 評価

- 児童相談所や一時保護所、施設等の運営等について点検・評価を行い、その結果を踏まえて改善を図るサイクルを定着させるため、都道府県等や国において中立的・専門的に評価を行う体制や組織の検討が必要である。

#### ⑤ 記録の保存

- 児童相談所運営指針において、児童記録票の保存期間は、例えば、法第27条第1項第3号の措置・委託をとった子どもの児童記録票は、「その子どもが満25歳になるまでの間」としている。このため、児童相談所や施設で自らが受けた対応について成長してから知りたいと思っても、既に記録が存在していないということがある。
- 子どもの出自を知る権利に配慮する観点も踏まえ、児童相談所や施設、里親等で自らが受けた対応等について知りたいと思った時に確認することができるよう、児童相談所運営指針における「長期保存とする文書」の範囲を見直すことが必要であり、このため、自治体の状況等について丁寧に把握・議論する必要があるため、調査研究など出来るものから着手する必要がある。
- この際、以下について留意が必要である。
  - ・ 記録は保存しつつも見ることができる者は制限する等のプライバシーや個人情報の配慮
  - ・ 開示請求をしても大半が見ることが出来ない、開示され得ることを想定した記録となっていないといった課題があること
  - ・ 現場の記録保存の方法の状況を踏まえた対応

#### ⑥ 被措置児童等虐待への対応

- 被措置児童等虐待はあってはならないことであるが、虐待を受けた子ども

もが虐待対応機関・担当部署に自ら届け出ることが困難であることを考えると、権利ノートや第三者外部委員などの様々な取組みや工夫を好事例として展開するとともに、意見・意向表明支援について、意見・意向表明支援員が一時保護所や施設、里親を訪問するなどし、子どもの処遇改善や置かれている状況について把握する手段として活用していく必要がある。

- 里親やファミリーホーム養育者における被措置児童等虐待への対応については、里親の欠格事由も踏まえ、里親やファミリーホーム養育者が虐待に関する知識を持つようにしていくことに加え、里親支援機関（フォスターリング機関）等と連携して早期発見や虐待に陥らない養育を行うようにしていく必要がある。
- また、被措置児童等虐待については、通告・届出として対応したものについて児童福祉審議会に諮り、児童福祉審議会が調査審議を行うこととなっている。被措置児童等虐待と思われる事案を把握した場合には、こうした対応が適切に行われるよう、ガイドライン等の見直しを行う。

## （２）社会的養育経験者の自立支援

- ① 都道府県等による自立支援の提供
- 入所等措置がされた全ての児童は自立支援計画が作成されることとなっている。その上で、都道府県等は、自立支援が必要と判断される児童及び18歳以上の者（以下「児童等」という。）について、自立支援（入所等措置での自立支援の提供、児童自立生活援助事業の提供、通いや訪問による自立支援の提供）が確実に提供される環境の整備に努めることを制度に位置づける。
- また、都道府県等が自立支援の必要性の判断や支援内容を決めるに当たっては、都道府県等は児童相談所、市区町村、自立支援に必要な関係機関（医療機関、福祉支援機関、就労支援機関、学校・教育委員会、住居支援、司法関係者など）と連携する場を設ける等して対応を図ることが重要である。こうした取組みにより、自立支援を受ける児童等に対して、利用可能な福祉サービスやその他の支援がより確実に提供されるようにする必要がある。この際、児童等本人の意見・意向を踏まえて最善の利益を図られるよう、児童等本人から意見・意向を聴くなどが重要である。  
なお、自立支援の必要性の判断や支援内容を決める都道府県等は、施設への措置や里親等への委託の判断を行った都道府県等を原則とする。

## ② 施設等に入所している児童等への自立支援

- 児童養護施設等に入所している児童等や児童自立生活援助事業による自立援助ホームに入所している児童等、里親等の委託を受けている児童等は、自立支援をそれぞれの施設やホーム、里親等で受けている。
- これについて、20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で都道府県等が必要と判断する時点（例えば、他の福祉制度へのつながりができる等）まで自立支援が提供されることとする。

具体的には、20歳まで自立援助ホームに入所していた児童等や、児童養護施設等に入所していた児童等又は里親等の委託を受けていた児童等は、20歳以降は、児童自立生活援助事業を活用し、それまで入所していた児童養護施設等や自立援助ホーム、委託を受けていた里親等により都道府県等が必要と判断する時点まで自立支援を受けることを可能とする。その際、都道府県等が必要と判断する時点については、国として一定の考え方を示すこととする。
- また、こうした20歳以降の児童養護施設等に入所している児童等又は児童自立生活援助事業による自立援助ホームに入所している児童等、里親等の委託を受けている児童等が児童自立生活援助事業を活用する際の費用については、都道府県等の支弁とそれに対する国による負担について法律上に位置付ける。
- この場合において、児童養護施設等や自立援助ホームの退所や里親等の委託の解除の後に課題となることが想定される事項については、可能な限り在所中又は委託中から、児童相談所、児童養護施設等や自立援助ホーム、里親等の様々な関係者が解決を支援することが必要との意見があった。
- また、都道府県等が必要と判断する時点を迎え、児童養護施設等や自立援助ホームを退所したり、委託を受けていた里親等での養育を終えた後については、下記③の通いや訪問により自立支援を提供する拠点を活用することが望ましい。そうした上で、自立が困難な状況になった場合については、児童福祉法とその他支援制度の支援対象や役割の違いに留意しつつ、様々な手法による対応を考える必要があるとの意見があった。

## ③ 在宅にいる児童等への自立支援

- 児童養護施設等に入所している児童等や自立援助ホームに入所している

児童等、里親等の委託を受けている児童等の他に、以下のような状況にある児童等に自立支援を提供するようにする。

- ① 児童養護施設等や自立援助ホームに入所している、又は、里親等に委託されているが、当該施設やホーム、里親等からの自立支援以外に自立支援が必要な場合
- ② 児童養護施設等への入所、自立援助ホームの利用、里親等への委託が終了したが自立支援を必要とする場合
- ③ 一時保護されたが入所等措置や自立生活援助を受けずに家庭復帰又は家庭以外で暮らしており自立支援を必要とする場合
- ④ 一時保護されずに在宅指導措置をされた、又は、児童相談所が関与したものの一時保護も在宅指導措置もされなかったが、自立支援を必要とする場合

○ 具体的には、通いや訪問により自立支援を提供する拠点を事業として制度に位置づける。この拠点は、児童等が集まることができる場を提供し、児童等に寄り添った相談支援を行い、児童等が必要とする場合において、住居の確保支援、就学・就労支援、就学・就労の継続支援、医療や福祉制度、司法の利用支援の調整などを行うとともに、児童等の状況を確認し、必要な場合には訪問し、児童等の自立を支援する。

○ この拠点の利用に当たっては、児童自立生活援助事業と同様に、

- ・ 市区町村や福祉事務所、児童相談所が都道府県等に報告し、都道府県等は、必要がある場合において、児童等からの申込みがあった時は支援を提供する、
- ・ 都道府県等が必要と判断した場合に、利用勧奨を行う、ものとする。

○ この場合、児童等の都道府県等の圏域を超えた移動に当たっての取扱いは、この拠点と当該拠点設置都道府県と移動先の都道府県等での対応を中心に行う運用とする。

○ また、社会的養育やその後の自立支援の充実を図るため、社会的養護を経験した者の実態については、国や都道府県等は引き続き調査を行い、把握に努める必要がある。

## VI. Ⅲ～Ⅴを実現するための基盤整備

### (1) 人材育成

#### <資格に関する議論の経過>

- 子ども家庭福祉分野の新たな資格については、これまで下記のように議論を積み重ねてきた。
  - ・ 当専門委員会の下に置かれた「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」において、令和元年9月から10回にわたる議論を経て、令和3年2月にとりまとめが行われた。
  - ・ 上記のワーキンググループのとりまとめにおいて、資格の建て付けが
    - ① 「社会福祉士養成課程との共通の科目を基礎として、子ども家庭福祉分野の専門課程を修了した者に付与される資格」とすること
    - ② 「既存のソーシャルワークに関する資格（社会福祉士等）を基礎として、子ども家庭福祉分野に関する上乘せの教育課程を修了した者に付与される資格」とすること

の両論併記となったことを前提としつつ、検討を深めるための議論の材料として提示された上記①をベースとする場合の具体的な形（叩き台）をもとに議論した。【令和3年4月23日】

- ・ 一方、上記②をベースとする案については、関係の有識者からヒアリングを実施した上で、議論を行った。【令和3年6月29日】
- ・ これらの議論を踏まえ、子ども家庭福祉分野の新たな資格について、次に記載する具体的な「制度設計案」を示した上で、議論を行った。【令和3年11月5日～令和4年2月3日】

#### <資格に関する制度設計案の議論>

- 子ども家庭福祉分野で支援に携わる者の資質の向上を図るため、ソーシャルワークの共通基盤を担保した上で、子ども家庭福祉分野の専門性を身につけた人材を養成するとともに、子どもをとりまく家庭の複雑な課題（例えば、生活困窮のケースや親が精神疾患のケース）に対応できるよう、子ども家庭福祉分野の新たな資格について、下記の制度設計の案（以下「制度設計案」という。）をもとに議論を行った。
  - ・ 新たな資格（子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称））を創設すること
  - ・ 子ども家庭福祉分野に関する上乘せの教育課程・研修課程を修めた社会福祉士・精神保健福祉士が認定される仕組みとすること



- ※ 教育課程は 500 時間程度とし、座学と演習・実習で構成され、そのカリキュラムの認定や期末試験等で質を担保すること
  - ※ 研修課程は 100 時間程度とし、現場で働く者が業務と両立できるよう、オンライン授業やレポート審査などその内容を工夫すること
  - ※ 既存の社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者は、相談援助の実務経験を 2 年以上有すること
  - ・ 当分の間は、子ども家庭福祉分野の相談援助の実務経験が 4 年以上ある者は社会福祉士・精神保健福祉士資格を取得しなくとも新たな資格を取得できること
  - ・ 厚生労働大臣が定める基準を満たす民間の認定機構（仮称）が、個々の養成校が実施する教育課程や、職能団体等が実施する研修課程を認定する仕組みとすること
    - ※ 認定機構（仮称）については、客観性を担保する観点から、養成校団体及び職能団体から独立した団体とすること
  - ・ 教育課程・研修課程を修了した者は、認定機構（仮称）から子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）として認定されること
  - ・ 子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）という新たな資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして児童福祉法上位置付け、その教育課程等については、同法に基づくものとして厚生労働大臣が定めること
    - ※ 市町村等の相談機関等における任用要件にも追加
  - ・ 新たな資格を有する者の現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーの要件を概ね 5 年から概ね 3 年に短縮し、なりやすい仕組みを構築するなど、施設等を含め、インセンティブを設定すること
  - ・ なお、職能団体の検討する専門的な研修課程を受講した者を一種の上級資格として認定し、例えば児童相談所のスーパーバイザーとして任用することが望ましい等の考え方を児童相談所運営指針等に位置付けて任用を促すことも考えられること
- この制度設計案に対しては、下記のように支持する意見があった。
- ・ 子ども家庭福祉について十分な教育課程や研修課程の時間数を確保しており、社会福祉士、精神保健福祉士というソーシャルワークの国家資格で質を担保するため、子ども家庭福祉に関する専門性を確保できること
  - ・ 自治体の現場の立場からは、子ども家庭福祉分野に限らず、高齢、障害、女性も含めた幅広いソーシャルワークの力を持つ人材を求めており、子ども家庭福祉分野に特化した人材よりも総合力をもつ人材を養成する必要がある。そのような観点から就職する学生の視点でも社会福祉士や精神保健福祉士の資格ももつことは有利となる。このため、上乘せ型が

適当

- 研修課程について、児童福祉司の2年目・3年目の研修として位置づけていけば現実的に対応が可能
  - 「人々の権利を擁護し生活を支援する」というソーシャルワークの理念から、既存資格についても早期の統合・一本化を目指すべきで、資格を別とせず、上乘せの認定資格が妥当なこと
  - 支援を必要とする子どもが多い現状において、現場で働く当該支援に対応するマンパワーの速やかな確保が必要という状況を踏まえると、まずは時間を要さない認定資格から導入すべき
  - 子ども家庭福祉の知識・能力を含め、社会福祉士の対象とする分野は広がっている。そういった見直しを不断に行い、専門性を高めることがまずあるべき。その上で、上乘せ型の仕組みは既存の資源を活用する点で時間を要せず、現実的であること
  - 子ども家庭福祉の人材は、ソーシャルワークを実践的に体現できる人材であるべきで、その評価は試験ではなく、演習・実習を含めたカリキュラムを中立の認定機構（仮称）が厳格な認定を行うことにより担保するべきであること
- 一方、制度設計案に対しては、下記のように反対する意見があった。
- 制度設計案であると「専門性を客観的に評価し担保できる仕組み」には当たらない。国家試験により質を客観的に評価されるようにすべきであり、国家資格として既存の社会福祉士・精神保健福祉士とは独立した資格とすべきであること
  - 制度設計案の教育課程は、社会福祉士や精神保健福祉士と共通の科目を除けば、座学180時間程度、演習30時間程度、実習180時間程度であり、精神保健福祉士の座学300時間程度と比べ少ない。少なくとも精神保健福祉士分野と同等以上の時間数を確保すべきである。ソーシャルワークの基盤は、養成課程共通の科目で担保することが可能。また、精神保健よりも子ども家庭福祉の分野が広く、その上乘せ型は不適當であること
  - 制度設計案は、現任者について経過措置を設けているものの、保育士、保健師、心理士、弁護士等の他職種の方々、または保育士養成課程や公認心理師等の養成課程の学生等が資格取得を目指す場合には、社会福祉士・精神保健福祉士資格を取得することを前提とするため、迂遠であること
  - 民間の認定機構（仮称）による認定資格では、社会的信頼度が低くなる。また、法律上任用要件に位置づけられるか疑問であること
  - 新たな資格の児童相談所のスーパーバイザーの要件の短縮は、専門性強化に逆行するものであること。一方、要件の短縮は、他のソーシャル

ワークの現場での経験があるなど、子ども家庭福祉の実践的な能力があれば認めることも考えられること

- ・ 国家資格とすべきだが、国家資格にならないにしても、最低限、質を担保する観点から試験を実施すべきであること

○ さらに、下記のような意見があった。

- ・ 新たな資格の骨格を問わず、子どもたちに早く専門的な相談・援助がなされるよう、今の現場の職員が専門性を磨けるルートが必要であり、資格とともに人事の在り方や処遇など、資質や専門性の向上策を考えるべき
- ・ 多くの者が取得できるよう、新たな資格を取得するインセンティブを設け、選ばれる制度とすることが必要
- ・ 教育課程等のカリキュラムについては精査すべき
- ・ 人材確保が厳しい中、新たな資格については、任用要件の1つとして整理し、現場においても人材育成を行い、キャリア形成すべき
- ・ 現行制度における児童福祉司の任用要件の「社会福祉士」等の実務経験を課すべき
- ・ 子ども家庭福祉の資格は、社会福祉士や精神保健福祉士の資格取得後に働きながらカリキュラムを受講し、取得することも可能とすべき
- ・ 現任者ルートについて、保育士など幅広い人材も対象とすべき

<資格に関する制度設計案に変更を加えた案の議論>

○ このように制度設計案に対しては、多岐に渡る意見があったところである。しかしながら、子どもの尊い命や暮らし、またその権利を、早急に、1人でも多く守るため、子ども家庭福祉行政の現場に十分な専門性を身につけたソーシャルワーク能力のある人材を輩出し、複雑で複合的なそれぞれの家庭の状況に対応する人材の資質向上を図るべきことは、論を俟たない。

○ このような観点からは、体系的な人材育成カリキュラムとともに、客観的に評価されて一定の能力や質を担保する資格制度が必要となる。また、子ども家庭福祉行政の現場への早期の効果の波及ができる枠組みとするため、現場における人材育成を含めた制度とする必要がある。

○ このため、制度設計案について、上記の支持する意見、反対する意見、その他の意見を含めて全体を総合して考えた上で、改めて整理し、下記の案①及び案②についてこの専門委員会において議論を行った。

(案①：制度設計案について以下の変更を加える案)

- ・ 教育課程のカリキュラムについて、子ども家庭福祉関連科目の時間数の増加を含め、施行に向けて厚生労働省が設置するカリキュラム検討会の中で関係者の真摯な議論のもと、十分に検討すること。
- ・ 子ども家庭福祉に関し十分な知識をもち、実務経験豊富な保育士の者も参画できるよう、当分の間の措置として新たな資格を取得可能なルートを設定すること。その際、ソーシャルワークに関する研修を受講し、十分に能力が身につくことを前提とすること。また、対象となる保育士の範囲は、相談援助や保護者対応等の経験に留意しつつ、今後検討すること。
- ・ 新たな資格の質をよりわかりやすく客観的に評価するため、認定機構（仮称）が実施する試験を導入すること。その際、カリキュラム内容を改めて精査するとともに、ルートに応じた試験内容を検討すること。例えば、福祉系大学等のルートでは知識・実践両方必要である一方、子ども家庭福祉分野の現任者等のルートでは、実務経験を考慮し、実践的な試験内容のみとすることなどが考えられる。

(案②：制度設計案について案①と同様の変更を加えることを前提とし、既存資格を有する者や現任者のルートのみとする案)

- ・ まずは、児童相談所、市町村その他の子ども家庭福祉の現場にいる職員の資質向上を早急に図るため、制度設計案において示した既存の資格を有する者や現任者のルートについて、当該者が一定の研修・試験を経て取得する認定資格として実施することとする。この枠組みが実効性の高い仕組みとして早期に実施できるよう、研修内容の精査などその準備に全力を挙げるべきである。
- ・ その上で、福祉系大学等における養成の在り方を含む資格の在り方については、既存の資格を有する者や現任者のルートに係る認定資格の取得状況やその効果について調査研究等も活用して実態を把握し、その結果も踏まえながら、将来的に検討すべきである。

○ 案①に対しては、下記のように支持する意見があった。

- ・ 子ども家庭福祉について十分な教育課程や研修課程の時間数を確保しており、社会福祉士、精神保健福祉士という歴史のあるソーシャルワークの国家資格で質を担保するため、既存資格についても早期の統合・一本化を将来的には目指すべきであることを踏まえ、既存資格と別とせず、子ども家庭福祉に関する専門性を確保できる上乗せ認定資格に賛成。国家資格を新たにつくると、仮に施行は早くできたとしても、毎年安定的に養成されるまでには、10年程度要する。
- ・ 自治体の現場の立場からは、子ども家庭福祉分野に限らず、高齢、障

害、女性も含めた幅広いソーシャルワークの力を持つ人材を求めており、子ども家庭福祉分野に特化した人材よりも総合力をもつ人材を養成する必要がある。社会福祉や精神疾患の知識も有用であり、就職する学生の視点でも社会福祉士や精神保健福祉士の資格ももつことは有利となる。このため、上乘せ型が適当。社会人ルートでの研修は、働きながら受講となるので、現場の意見を聴きながら適切に設計すべき。

- 現場のマンパワーの速やかな確保が必要という状況を踏まえると、社会福祉士・精神保健福祉士の活躍を前提に、先送りせず、上乘せ認定資格から導入すべき。
- 子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の仕組みを一刻も早く立ち上げるべきで、保育士だけでなく子ども家庭福祉に関する施設で働く現任者も資格取得可能なチャンスを与えるべき。その上で上乘せ認定資格に賛成。
- 資格そのもので人間性が育つのではなく、それは施設など現場での実務経験に裏打ちされ培われるもの。それを前提とする上乘せ認定資格に賛成。
- 精神保健福祉士の上乗せも含め、この2つの専門職の上乗せ認定資格で十分に専門性は身につく。
- 養成校として独立した新たな資格の養成に取り組むのは教員の人材確保の観点から困難な状況。学生の立場からも採用時の影響の不確実性などから、独立の国家資格とすると就職先の数などから実際に取得を志す学生は限定的になる可能性がより高い。このため、上乘せ認定資格に賛成。
- 国家資格かどうかの議論は5年近く経過し平行線。決めるのがこの社会的養育専門委員会の責任。資格の形よりも学生の教育課程を含めた養成内容が大事であり、上乘せ型であっても十分に確保できるため、賛成。
- 児童相談所等の仕事を選ぶ若い人材の確保が重要である。資格の道は広く設けるべきで、学生ルートも含めて決着すべき。国家資格であるから職につけるというわけではない。認定資格であっても、その専門性をいかに担保するか仕組みづくりに依る。また、「小さく生んで大きく育てる」ということも可能であり、まずは認定資格ではじめそれが現場のニーズを受けて変容していくこともあり得る。

○ 案②に対しては、下記のように支持する意見があった。

- 今回結論を出さず、ゼロ回答では、子どもたちにとって失礼。一步でも進めることが大事であり、まずは現任者だけでも進めるべき。
- まずは現任者のスキルアップが重要であり、現任者ルートのみでも資格制度をつくるべき。ただ、24時間365日働く施設の現場で職員に研修等を受講させることを考えると、研修や試験は実践的なもので、短時間

で受講可能なものにする必要がある。

- 現在、現場で働く職員がどのようにスキルアップしていくか、子ども家庭福祉の分野に入ってくる者も取得できる、様々な場所で活躍できるためには標準化された研修を行うことが重要。このため現任者ルートのみの方が適当。
- 喫緊の課題に対応するため、何も決まらないのは問題で、まずは実務者ルートを精査したうえで構築する必要。
- 子どもと家庭を支える専門性のあるソーシャルワーカーは長年求められてきた。結論を出すのが大事で、将来的には国家資格も見据えながら、まずは、早期に対応可能な現任者ルートについてしっかり今回進めるべき。

○ 案①、案②のいずれに対しても、下記のように反対する意見があった。

- 制度設計案は、「専門性を客観的に評価し担保できる仕組み」には当たらない。児童相談所は子どもを親から引き離す判断、一時保護を解除して親に返す判断を行うものであるため、認定資格ではなく、国家試験により質を国が客観的に評価する国家資格とすべきであり、既存の社会福祉士・精神保健福祉士とは独立の資格とすべき。国家資格であるからこそ信頼され得る。

厚労省案の教育課程は、社会福祉士や精神保健福祉士と共通の科目を除けば、精神保健福祉士の座学と比べ少ない。少なくとも精神保健福祉士分野と同等以上の時間数を確保すべきである。ソーシャルワークの基盤は、養成課程共通の科目で担保することが可能。

保育士以外も保健師、公認（臨床）心理師、弁護士等の他職種の資格取得者が、既存の社会福祉士等の資格を取得せずにとれるようにすべき。

中途半端に現任者ルートの資格を作るのは反対。国家資格につながるための暫定的な措置である必要。資格を1度作ってしまうとそのまま長年固定されてしまう。

- 国家資格であれば、この人であれば入口にたてることが認証され、プロとして認識される。国家試験は社会人・学生問わず一律同じものとすべき。到達目標を示してこのくらいの時間数のカリキュラムが必要との議論も必要。必要なことを学ぶためには、社会人ルートであっても、もっと時間数が必要で、そういうモチベーションある人材が重要。精神保健よりも子ども家庭福祉の分野が広く、その上乘せ型は不適當である。
- 国家資格のほうが望ましいとは思う。一方、国家資格をちゃんと動かすのは10年というのはその通りであると思う。国家資格を視野に入れながらまずは現任者ルートからという考え方は十分取り得るが、やはり国家資格が適當である。

- さらに、下記のような意見があった。
  - ・ 案②をとる場合、専門性をもったソーシャルワークの資格として、モチベーションを高め、プライドを持てる内容とすべきである。資格をとった職員の処遇や活躍できる場の確保も重要である。また、自治体間でこの資格の取得状況等に差が出ないようにする必要がある。
  - ・ 案②をとる場合（案①も同様であるが）、試験を実施することになるが、その試験は、真に実践力があることを確認できるものとすべきであり、特に子ども家庭福祉の現場の方等にとって過剰な負担になるべきものではない。一方で、資格があることで、外部から見ても一定の技能があるということが担保されるものでなければならない。

また、受講者に応じて、ソーシャルワークの基本的な考え方、アセスメントや支援に必要な知識や技術（共通基盤）について理解し実践できているかを含め、受講した研修の効果も測定し、自らの実践力を振り返り省察できるような試験とし、試験を受けるインセンティブを与える仕組みにすべきである。
  - ・ 案②をとる場合、施行までにカリキュラムの設計や試験の作成、認定機構（仮称）の立ち上げなど多岐にわたる事項の検討が必要であり、早急に取り組まなければいけない。また、スピード感をもって資格を有する人材を養成していく必要がある。
  - ・ 案②をとる場合、研修の時間が 100 時間で良いのかは改めて検討が必要である。なお、カリキュラムの検討に際しては、平成 29 年に策定した法定研修のカリキュラムについても併せて見直すべきである。また、資格取得のための研修は、現場で現に行われている研修と重ね合わせることができるようになる必要がある。
  - ・ 案②をとる場合、認定機構（仮称）について、厚生労働省がしっかりと関与することが必要である。
  - ・ 案②をとる場合、保育士の実務経験について、児童福祉施設等に勤務する保育士と保育所等に勤務する保育士は、その経験の態様が異なるため、保育士の対象範囲の検討の際、分けて考えるべき。また、その検討は早期に行うことが必要である。
  - ・ 案②をとる場合でも、子ども家庭福祉の現場は人手不足であり、この分野に新たな人材を輩出することを考えると、福祉系大学ルートの早期の設定が急務であり、あわせて検討してほしい。
    - ・ 将来的には国家資格を含め、その資格の在り方を検討してほしい。
    - ・ 社会福祉士や精神保健福祉士のカリキュラムについて、親子関係の見立てなど、その内容を精査し、既存のソーシャルワークの国家資格の強化が必要である。

#### <資格に関するまとめ>

- 当専門委員会における以上の議論の経過を俯瞰して見ると、全体としては、案①を支持する意見が多数あった。同時に案①に対して、一部には強く反対する意見もあった。また、案②を支持する意見も一定程度あり、これに反対する意見もあったが、案①に対する意見ほど強く反対しているという状況でもなかった。

案②については、福祉系大学等のルートはないものの、案①と同様に認定資格として導入することになる。

このような状況を踏まえた上で、ぎりぎりの着地点を見出すとすれば、厚生労働省が案②の方向（注）で進めていくことも一つの選択肢ではないかと考えられる。厚生労働省においては、当専門委員会で様々な意見があったことを十分考慮しつつ、適切な制度設計を検討すべきである。

（注）

- ・ 児童相談所、市区町村、民間機関等を含め、広く子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした認定機構（仮称）が認定した研修を受講するとともに、認定機構（仮称）が実施する試験（研修の効果も測定する実践的な内容のもの）を経て、認定機構（仮称）から子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）として認定される認定資格を導入すること。
  - ※ 既存の社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者について、相談援助の実務経験を2年以上有すること。
  - ※ 現任者について、当分の間は、①子ども家庭福祉分野の相談援助の実務経験を4年以上有すること、②保育士は、4年以上の実務経験を有すること。対象となる保育士の範囲は、相談援助や保護者対応等の経験に留意しつつ、今後検討すること。  
また、現任者については、ソーシャルワークを学ぶ研修も受講すること。
  - ※ 研修は100時間程度とし、現場で働く者が業務と両立できるよう、オンライン授業やレポート審査などその内容を工夫すること。
  - ※ 研修や試験の内容等については、今後、施行に向けて検討すること。
- ・ この新たな認定資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして児童福祉法上位置づけること。また、現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組みや施設等に配置するインセンティブを設定すること。

### <人材の資質の向上>

- 子ども家庭福祉分野に関わる人材の資質の向上は喫緊の課題であり、研修・人材養成の充実が必要である。このため、
- ・ 研修等のオンライン化
  - ・ ソーシャルワークの能力を高めるための内容の工夫
  - ・ スーパーバイザーの法定研修の事前への見直し
- を着実に実施する必要がある。

また、自治体間のノウハウの蓄積の差を埋めるため、各ブロック単位で



の指導的立場の職員への研修の実施や、他自治体に職員を派遣して研修を行う取組を着実に実施するほか、市区町村の職員の専門性向上を図る取組を実施する必要がある。

- 児童相談所や市区町村の職員は公務員であり、異動があるために専門性の積み上げが難しい側面はある。その中で、地方自治体の特性を踏まえつつ福祉専門職の採用を定着させ、その専門性をいかしていく人事システムを構築し、キャリアパスを明確にして専門性を高めていく必要がある。  
そのために、国は、現在実施している調査研究を活用して実態を把握し、
  - ・ 福祉専門職の採用促進やその育成の好事例
  - ・ 児童養護施設など民間支援機関との人事交流や実地研修の好事例を周知するなど、地方自治体の取組が促進されるような対策を講じるべきである。
  
- 国や自治体は、
  - ・ 児童養護施設等における人材確保・定着のための取組に関する好事例を調査・把握し、周知を図ること
  - ・ 児童家庭支援センターや里親支援機関（フォスターリング機関）が地域の家庭支援機能等を十分に果たすための職員の確保・資質向上に取り組み易くすることなど、民間機関における人材の確保・育成対策の支援を講じる必要がある。
  
- 児童へのわいせつ行為を行った保育士の対策については、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」での議論も踏まえ、教育職員と同様の内容の対応（※1）を取ることなど保育士の資格管理の厳格化を図る。あわせて、児童へのわいせつ行為を行ったベビーシッターの対策等のため、専門委員会（※2）での議論を踏まえ、事業停止命令等を受けた認可外保育施設の名称等を公表することなど対応を図る。  
（※1）児童へのわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者については、再び保育士の登録を行うことが適当であると認められた場合のみに再登録できる仕組みの創設 等  
（※2）社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会
  
- こうした児童へのわいせつ行為を行った保育士等への対応の他、児童へのわいせつ行為を行った社会的養護・代替養育の現場に従事する職員についても、早急な対応を考えて行く必要があるとの意見があった。

## (2) 情報共有

- 民間機関が要対協に参画していないことで、支援が必要な世帯に係る情報を行政から得られないといった事例が生じていることから、要対協の運営指針や市町村子ども家庭支援指針を見直すなどして、要対協への多様な主体の参画を促進していく。
- また、要対協における行政機関と民間機関との間の情報共有の実態について調査を行い、効果的な運用を好事例として集約し、全国の自治体に周知して柔軟な対応を求めていく。
- 全国の都道府県（児童相談所）と市区町村をつなぐ情報共有システムについて、令和3年9月1日から全国の児童相談所において活用し、要保護児童等の行方不明情報及び転出転入情報の共有を一斉に開始したが、このシステムの運用を定着させ、転居したケースに係る円滑な引き継ぎ・迅速な初動を図るなど、虐待対応の効率化・質の向上を図る。
- 児童福祉現場における自治体の ICT の導入については、子どもが安心安全に成長をしていく環境整備を効果的・効率的に行うためにも、自治体の現状を丁寧に把握しながら、可能なものから順次検討を行う必要がある。

## (3) 都道府県、児童相談所、市区町村の体制

- 平成28年の児童福祉法等改正時に明確化された都道府県と市区町村の役割分担の下、上記Ⅲ～Ⅴの事項を確実に推進するため、都道府県、児童相談所、市区町村における人的体制の強化を実施するとともに、児童相談所（特別区や中核市）設置推進を図る必要がある。また、国は自治体における体制整備や業務負担軽減に係る必要な支援に取り組む必要がある。